

## 違法ダウンロード刑事罰化に反対する陳情

国会議員 ○○ 様

住所: ○○

氏名: ○○

印

### 〈陳情要旨〉

新聞等の報道によると、現在、著作権法を改正し音楽や動画の海賊版ダウンロードに刑事罰則を設けるかどうかを審議されているかと思えます。私は、以下の理由からこの改正に反対致します。

1. 法改正にあたって議論が充分になされていない
2. 前回の法改正内容・趣旨が十分に周知徹底されていない
3. これまでの法改正による効果の評価・検証が不十分である
4. 違法であること・違法でないことを立証するのが難しい

### 〈陳情理由〉

1. 2010年1月1日に施行された著作権法第30条に新たに加えられた、いわゆる「海賊版ダウンロード違法化」の導入にあたっては、著作権分科会私的録音録画小委員会が2006年4月から2年間に渡って審議してきたことが前提になっています。その結論として「あくまで個人で利用する目的のダウンロードという行為に刑事罰まで科すのは、法の趣旨からいってもやり過ぎである」という理由から刑事罰化は見送られた経緯があります。議論を尽くして各方面の代表の大勢が合意したことを、簡単に覆してしまうのは民主的ではありません。

2. 第171回国会閣法第54号附帯決議にて、「本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される『識別マーク』の普及を促進すること。」とあります。にも関わらず、違法化に便乗した不正な料金請求事件が発生している事実があります。つまり現時点では、法改正に伴う利用者保護策が十分に履行されているとは言えない状況にあります。刑事罰化を行うべきかどうかを判断するにあたっては、「海賊版ダウンロード違法化」や「識別マーク」の認知率をまず調査すべきです。

3. 「海賊版ダウンロード違法化」による効果の評価・検証が不十分です。一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の調査によると、「Winny」や「Share」などのファイル共有ソフトの利用者数は減少し続けており、刑事罰化を行わなくても十分な抑止効果を生み出している可能性があります。

4. そもそも、利用者が違法録音録画物・違法配信であることを知りながら録音録画を行ったということを、どのように立証するのかという問題があります。例えば「Youtube」や「ニコニコ動画」といった動画配信サイトには、著作権者自らが「公式」にアップロードしているファイルも多く存在します。そういった適法なファイルと海賊版のファイルを、ダウンロードされた状態で区別することは困難です。適法なファイルを所持しているにも関わらず、海賊版のファイルを所持しているという嫌疑をかけられたり、冤罪を生み出してしまう可能性が高いです。

参考にして頂きたく下記の書類を添付させていただきます。

以上